

三木町農業委員会

令和5年12月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和5年12月定例会議事録

(会 期) 1日間

(開催年月日) 令和5年12月19日

(会議時間) 15:00～16:45

(開催場所) 三木町防災センター 第1研修室

出席委員数 18名

2番	松田	隆雄
3番	平井	直行
4番	沖藤	高奨
5番	阿部	一義
6番	古市	哲
7番	溝渕	常雄
8番	高重	浩二
9番	原内	健正
10番	森	宏樹
11番	北岡	利幸
12番	鈴木	勤
13番	地下	三
14番	岡田	久
15番	川田	正憲
16番	藤澤	勇一
17番	多田	幸子
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

欠席委員数 1名

1番 山地 孝志

事務局

1. 貞中政治事務局長
2. 川田耕平課長補佐
3. 漆原翔平係長
4. 谷井直人主任主事

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等計画促進計画について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 使用貸借返還通知について

15時00分 開会

事務局 本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただいまから12月の農業委員会定例会を開会いたします。なお、本日、山地孝志委員より欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告を申し上げます。それでは開会にあたりまして、高尾会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。今月の定例会は、農地法関係議案17件と農用地利用集積計画及び促進計画について、それぞれご審議をお願いいたします。なお、本日の議事録署名委員につきましては、溝渕常雄委員さんと森委員さんをお願いいたします。それでは議事進行を高尾会長よろしく申し上げます。

会長 それでは、次第に沿っていきたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、早速ですが2番目に私の物件がありますので先に審議していただけないかと、ちょっと私、退席したいと思います。よろしくお願いいたします。

会長 (退室)

会長職務代理 そしたら、事務局より農地法第3条の許可申請について、よろしくお願いいたします。

事務局 それでは対象となる物件、番号2番を先に説明させていただきます。それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。
【議案第1号 番号2番について朗読（別紙、議案書のとおり）】

会長職務代理 2番の案件の地元委員さんの説明をお願いします。

川田委員 内容説明させていただきます。この[]は住所が[]になっていますように高齢で近くにおりませんので、現状、遊休地となっておったんですけど、[]のところで太陽光発電することになりまして、その土地の横も利用するという事で、遊休地も管理しないといけないということで、[]の世話をさせていただいています、[]の[]も良く知っているということで、お願いしたというような状況になっております。そういう形ですので、特に問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

会長職務代理 はい、ありがとうございました。2番の件につきまして、地元委員さんの説明があった訳ですが、この案件について賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

委員一同 (挙手)

会長職務代理 全員賛成。ありがとうございました。承認されました。会長に入ってもらおうか。

事務局 そうですね。

会長 (入室)

事務局 それでは引き続き、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について1番から説明します。議案書の1ページ、議案第1号をご覧ください。
【議案第1号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

会長 それでは、地区担当の委員のからの補足説明をお願いします。

藤澤委員 私の方から3条の第1号でございます。譲渡人につきましては、出身が■■■■でござい
ますけれども、■■■■の方で在住いたしております91歳になるんですけれども。この
分については1年ほど前から残存小作権の解除をしなければいけないということで、専
門家の弁護士の先生が間に入りまして譲渡人がお願いして、このきり18条の第6項の
解約が成立したということでございます。後で報告の方で説明がありますけれども。そ
ういったことでよろしく願いいたします。

会長 次、3番ですね。

川田委員 3番の方なんですけれども、譲渡人が高齢になつとりましてお孫さんの方に生前贈与す
るということになつとりますんで、特に問題ないと思います。よろしく願いします。

会長 4番。

溝渕常委員 4番の譲渡人から譲受人への所有権移転ですが、5番も同じで■■■■が奥さん、■■■■
さんが旦那さんということで、お二人とも高齢になっておりますので、息子さんも■■■■
■■■■に行きよってしないということで、譲受人に売るということで。譲受人はイチゴを
作りよるということで問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

高重委員 6番、7番です。■■■■は■■■■におるんで、こちらの方で田はできないんで、隣の
■■■■をお願いいう形でなつたと思います。7番のこの人は僕は知らんのですけども
たぶん横の田だったから■■■■に頼んだんかなと思います。お願いします。

会長 議案の1号について質問ございますか。よろしいですか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは2番を除けて、1、3、4、5、6、7ですね。採決に入りたいと思います。
賛成するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第2号で
すね、農地法4条による許可申請です。それから議案の3号、5条の許可申請につい
て、現地調査を一緒に行つてますんで、同時に説明をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。それでは、まず議案第2号 農地法第4条の規定による許可申
請について、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、併せて説明し
ます。議案書の2ページをご覧ください。なお、お配りしている別紙の位置図も併せて
ご覧ください。
【議案第2号、第3号について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上になります。ご審議よろしく願いします。

会長 本件は現地調査を行つてますので、そちらの報告をお願いしたいと思います。

森委員 それでは、現地調査の報告を行います。12月分の農地法関連の申請について、去る、
令和5年12月12日(火)の午前9:00から4条申請4件、5条申請6件につつま
して、高尾会長、溝渕会長職務代理、原内委員、私、事務局2名の計6名、及び、担当
地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域
の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認をいたしました。その
中で問題となつたのは、4条申請の番号1、2、3、4、それと5条申請の番号4で

す。これらの案件につきましては、既に造成が行われておりましたが、無断転用の是正ということで始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。特に4条申請番号1の案件につきましては、2,000㎡を超える面積の無断転用になりますが、事務局からの指導の結果、是正の申請が出てきたとのことです。その他の点についても特に問題ははありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。

会長 はい。ありがとうございます。それでは担当地区の委員の方、補足説明がありましたらお願いします。

松田委員 1番なんですけど、現在、駐車場として利用していて無断転用状態であったのを今回は正しようとするもので、周りの農地の影響もないと思われますのでよろしくをお願いします。

阿部委員 2番の[]ですが、南側にキャンプ場を造成しています。始末書も出ていますし周辺には問題ないと思います。よろしくお願いします。

高重委員 []が[]の土地を買おうというもので、無断転用が分かったんで、別に問題はないと思うんで、ご審議をお願いします。

会長 はい、3号の方の1番は私の担当のところです。[]の南向きの斜面に大きい1mぐらいなソーラーが付いておるんですが、その上になります。ちょうどソーラーの話の時に県のみどり保全課と話をして、1haを超えるということで残しておいた土地になるんです。これを駐車場にするということでございます。
2番はですね、[]の[]との境なんです、[]の北の山の谷の中です。ここも何年か耕作できてなくて、山林化する寸前でございますけれども、ここを[]が資材置き場にするということでございます。面積的には2,000㎡以上あるんですが、それなりに使用できれば良いと思います。
3番は[]の[]の地図5条の3番でございますが、[]の西の堤になるんですが、ここがですね、元々[]の土地なんです、[]はお孫さんになるんですね。娘さんの子ということでお孫さんになります。お孫さんの住宅用地として譲るということでございます。
同じく4番はですね、今のところの[]のお母さんですね。[]の住宅があるんですが、住宅については農地転用しておったんですが、その周辺について宅地として無断で使っておったということで、無断転用の始末書も含めて是正をするということでございます。以上でございます。よろしくお願いします。

藤澤委員 5条申請の5番ですけれども、業者が住宅を建てようといっているわけなんですけれども、農業委員会の範疇ではないんですけれども、5条申請の5番の住宅地図を見ていただいたら良いんですけれども。農業委員会の範疇ではないんですけども、造成しますと地盤高が上がるというような状況でございます。一般的に造成しますと水位の高さが今の状況より上になるということで、今までもそうなんですけれども、そうなりますと排水関係で造成すれば高くなるということで排水は悪くなる、それはどこでも一緒なんですけれども。この地につきましては色々状況がありまして、その水が上に上がってくるというような排水の関係でやや不安材料があるのかなと思いますけれども、これは今も言いましたように農業委員会の範疇ではないんですけれども、地域としては排水を良好にしなければいけないということで、やや不安な要素があるんでないかと思うんですが、それ以外につきましては、これをよろしくお願いします。

森委員 6番の[]の[]の申請でございますけれども、現状が県道の方から開発されておるところの一番奥に残っていたような形で農地がございまして、農地として継続していくことがなかなか難しいような立地になるのかなと思われる場所でございます。道路とか排水路につきましては開発の段階で整備されておりますので特に問題ないかと思うので、よろしくご審議お願いしたらと思います。

会長 ありがとうございます。
最後の5条の6番ですが、地図で見るとちょうど青い線があつて、良く分からんように引いてますけども、これが現在の住宅の中にある公衆用道路を書いとるんですね。

事務局 はい。

会長 これに沿って現在、家が建っておる状態でございます。ご承知おき頂きたいと思ひます。それでは、4条、5条まとめてご質問でございますか。
特にございませんか。池戸の藤澤委員さんがおっしゃった件は開発関係で建設課の方でコメントが出るかな。

藤澤委員 これ、開発協議はできつつあるのかな。1,000㎡以上の開発の協議。

事務局 当然、開発面積1,000㎡以上の案件になるんで、都市計画法に基づく開発許可が同時申請になっていて、その中で当然先ほども言われたとおり流量計算の方は開発の方でやりますので、そこがクリアにならないと開発許可はおりませんので、当然農地転用の許可もおりないという流れになります。

藤澤委員 なかなか難しい場合もあるんで頭を痛めとるんですけどね。この区域は。

会長 逆に住宅はずっとありますんでね。極端に変えるということとはできないとは思ひますけども。まあ、そういうことで。

藤澤委員 だからこの部分だけではなくて、この地域一帯のね、一帯の排水関係も前から色々協議は出よんですけども。それは農業委員会の範疇でないんでね。今後、どうなるかなという。

会長 他にご質問ございませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 では採決に移りたいと思ひます。まず議案の第2号の4条関係について許可するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。次は議案の第3号の5条関係、許可するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。では、続きまして議案の第4号で農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等計画促進計画についてになります。これは新規だけやね。事務局よりお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等計画促進計画について説明いたします。こちらについては新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の7ページをご覧ください。
【議案第4号番号17番から朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上となります。ご審議よろしくお願いします。

会長 説明ありがとうございます。
この内容はですね、農業委員さんの情報は入っていないと思ひます。ご自分の地区のがございましたら確認をお願いしたいと思ひます。

藤澤委員　　ちょっといいですか。

会長　　ちょっと待ってください。
それではご質問のある方は随時お願いします。

藤澤委員　　参考でお聞きしたいんですけども、7ページですね、[]と[]の
[]ですか、この方の関係は何かあるんですか。わかれば良いんで。

事務局　　ちょっとわからないです。

藤澤委員　　わからなければ良いです。同じ地域なのでちょっとお聞きしたいと思いまして。

事務局　　身内とかではないと思いますが。

藤澤委員　　良いです、良いです。参考的にお聞きしたかっただけです。

会長　　番号25と26で期間が1年というのがあるんですけども、これ特に情報はないですか。

事務局　　[]なんですけれども、息子さんに権限移譲していく予定がありまして、息子さんが今、[]の方の農業の会社で働いていて、こっちにいずれ帰ってきて農業を引き継いでいく予定がありまして。それが約1年後らしくて、それまでの期間はとりあえず[]が借りて次の更新で息子さんに譲るという話みたいです。

会長　　はい、わかりました。
他になれば採決に移ってよろしいですか。それでは議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等計画促進計画について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同　　(挙手)

会長　　ありがとうございます。承認ということで進めます。それでは、次に報告の第1号と第2号ですね。続けて報告をお願いします。

事務局　　失礼いたします。それでは報告議案について説明させていただきます。議案書の14ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明します。
【報告第1号、報告第2号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上で報告議案の説明を終わります。

会長　　報告事項ですが、何かご質問はございますか。
使用貸借の件で[]が返却するのはわかるんですけど、借受人の変更というところは何か情報入ってますか。

事務局　　[]という新しい営農組合ができるんですけど、そこが引き受けるという話は聞いています。

会長　　[]いうたら向こうか。

事務局　　はい。

会長職務代理　　新しく法人になったところやな。集落営農の。

会長　　ちょっと距離的に遠いといえば遠いなあ。

会長職務代理　　離れとるなあ。

会長 まあ、そういうことやね。溝渕さん、よろしいですか。

溝渕委員 もう、やめるやめる言よったけんあ。

会長 それでは以上で報告事項を終わりたいと思います。
それではお配りしている封筒の中にあつたかと思いますが、地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定について、地籍調査係の方から説明がありますので。これは農業委員会の意見を聴くということやね。ということでございますので内容についてご確認いただきたいと思います。それではお願いします。

地籍調査係 地籍調査係の奥畑です。よろしくお願いします。毎年、お願いしているところではあるんですけども、前年度地籍調査の方で一筆地調査、現地調査を実施した区域がございます。現地調査をした際に現地の地目も地籍調査の中で現況に合わせた地目に変更を実施しておるんですけども。その中の農地に関するところについて農業委員会に毎年報告させていただいて意見照会をしているところです。前年度、今回実施した区域については令和4年度に一筆地調査を実施したのが、大字池戸の一部、字で言うと香蓮寺、四角寺、横上、岩鼻、鴨内、鍋渕、高尾地区の7字を一筆地調査を実施いたしました。昨年度、一筆地調査を実施した結果、お配りしております農地変更調書のとおり、農地、田や畑から農地以外の地目、雑種地や宅地、公衆用道路、用水路など農地以外の地目に変更した件数が合計で427件、また併せて農地以外の地目、宅地や雑種地、山林等から田や畑に変えた件数が65件となっております。こちらについては地籍調査の方で現地を調査し、現況を確認したうえで地目変更すべき件について地目認定をしている訳ですけども、農地に関する地目について異議等がないか農業委員会の方で協議の方をしていただけたらと思います。よろしくお願いします。説明の方は以上になります。

会長 中身の説明はしてなかったんかなあ。

地籍調査係 そうですね。件数自体が多いので1件1件はちょっと説明はしていなかったです。

会長 ご覧のように最初の方は地目が田から現状に変わる地番ですね。地籍調査に伴って地番も小さなところはまとめて合筆したりしてるんで地番も変わってきます。それをまとめていただいているようです。香蓮寺だけでも227件。今、奥畑係長から説明があつたとおり。地図で新川沿いの途中で北に膨らんでいるところ、これはどういうことかな。これは男井間の水の出口か。

地籍調査係 字界の地図でそうなっているんですけど。

会長 それと女井間池の途中でも東へちょこっと出ている、これもこうなつとるんですか。

地籍調査係 女井間池の一部が井上の西山田と大字をちょっと跨いでいる。池戸と井上と。女井間池の途中でなっている。それは地籍調査に入る前からそういう形です。

会長 それで今はどこをやつとるんですか。

地籍調査係 昨年度が新川から北側、香蓮寺から高尾、横上までなんですけれども、今年度は新川から南の方を調査しておりまして、宮ノ前、青木、中城、天神と大塚、天神の下の方の田中に接するところまで池戸の大塚まで5字ですね、今年度実施している地区になります。

会長 皆さん、これ何年計画でやっているのか分かりますか。

岡田委員 30年ぐらいちゃうん。

会長 今、北からやってきて何年目かな。

地籍調査係 9年目です。

会長 だいたい30年ぐらいの予定でやってるんで、今、3分の1ぐらい終わりました。どこまで終わったかという、新しい方がおいでるんで。

地籍調査係 北から順に地籍調査を実施していきまして、初年度が池戸の風呂谷から始まりまして。井上の立石から北地、南地、下々所の方までいきまして、井上は全地区が地籍調査が終了しています。あとは池戸の新川から北側までが昨年度までに実施、終了しております。あと、下高岡の駒足地区だけは令和3年度に現地調査を実施しておりますので、大字井上のすべてと池戸の大部分、新川の南側が残っている状態と下高岡は駒足地区だけが先に終了しているという状況になります。今年度、宮ノ前から5字地区が終わったら、来年度以降はそこから東へ移って上池など池戸の残りをすべて実施して、来年度で池戸がすべて完了する予定です。再来年度から平木、鹿伏の方へ移って、そこから下高岡の正一、白山の方へ行って、そこから井戸の方へ行って、そこから南の方へ折り返して、また同じく井戸、下高岡の八戸、塚脇等でそこから氷上、田中と移って行きますので。北から折り返して行くので、山間部の鹿庭、朝倉、奥山とかは20年後でも入るかどうか。氷上とか田中でも15年とかお待ちいただくようになります。よろしくお願いします。

会長職務代理 かまんですか、1ページの[]を見ていただきたいんですけど。地籍調査前の土地と後では面積ががいに変わってきとんですけれども、合筆してね。このぐらい面積がずれたんですか。

地籍調査係 そうですね。今回の地籍調査で面積も測量しなおすんですけども。当然、隣同士の地番で合筆して合わせた合計になるんですけども。それよりも面積が増えたり、減ったりすることも結構あります。これについては現況を測った結果としか言えないので、隣と境界を決めて、周りを測っていったら、本来の面積は調査後の面積でしたというのが地籍調査の結果としか言えないんですけども。面積の変動は結構あります。

会長職務代理 昔から減反の確認に行きよったこれが5畝かいう田もようけあるんですよ。そのぐらい面積と実情が合わん田があるんやね。

地籍調査係 そうですね。

藤澤委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、この調書の公告縦覧は今からですか。

地籍調査係 地籍調査の成果の閲覧は8月に実施し終了しています。今回、農業委員会に照会したのは現地調査も済んで成果の閲覧、地権者の方に確認が終わった後、照会しています。

藤澤委員 これから法務局の方へ進達するんですか。

地籍調査係 年度末に国の方に認証請求を実施する予定ですので、認証請求が完了して来年度のはじめぐらいに国から承認が得られましたら、夏ぐらいまでには法務局の方へ持って行きたいと思います。地目変更も含めて地籍調査の成果が法務局へ反映されて登記情報が変更されるのは来年度の夏から秋ぐらい、まだ1年ぐらい先ということになります。

藤澤委員 税務課の土地原簿との照合というか、新しくなるんはまだ先になるんやな。

地籍調査係 そうですね。固定資産税も当然、地目の変更に合わせて税金も変わってくるんですけども、それも来年度登記情報が変わって、再来年の1月1日の情報で課税されますので、固定資産税が変わるのは再来年度以降からという形になります。

藤澤委員 担当の方は大変やと思うわ。あっち行ったり、こっち行ったりして大変ご苦労しよと思うんですけど、引き続きよろしくお願いします。

地籍調査係 ありがとうございます。

会長 実は何年か地籍調査しとる中で法務局で面積が変更になるんだけど、それが土地改良区への情報がなかなかきちんとしたものが行ってないみたい。池の管轄の面積が変わってくるんですよ。土地改良区の面積から流れるんやけども。土地改良区の面積と法務局が上手いことドッキングしてないんですよ。どなんなるんやいうことで、地籍とか関係部署で調整しよんですけども。例えば今報告があった井上地区、土地の面積が変わって水利費の徴収が今年は出しとんやけども。よく見とる人は言うて来るんかもしれんけれど、去年のまま今年は出しとんやけども。これをどうやって対処していくかということがね。土地改良区の建前論でいうと変わった土地を持っている人が土地改良区へ申請せないかん、これが原則らしい。

藤澤委員 ちょっと話しましょうか。せっかくの機会やけん。この話も段々と出よんですけども、例えば土地改良区の組合員の地域でも水利組合さんもありますけども。例えば井上の二つ池の賦課をするのにどの面積を使うんかという話もあるんですけども。ですから今言よんは税務課と土地改良区と関係で各水利組合の照合をどうするかというのも出とんですけども、一足飛びにはなかなか照合はできにくいことは話が出とんですけども。そもそも国土調査いうんが地籍調査言う前は国土調査言よったんやけども。昭和20何年かな、役場の職員がですね、国土調査班を編成しとったんですよ。その時には国土調査班があつて、縄を使って縄を引っ張ってそれで測とったんですよ。ですから今もようけ言われよんですけども、精度が悪かったんですよ。そういうことで今、国土調査しとることででも色々地域的に色々疑義が出よんですけども。そういう状況で過去の実績もその程度ありますんで、これから地籍調査したら精度が良くなると思いますんで、よろしくお願いいたします。

会長 今、井上地区は変わとんやけれども。さっきあった利用権の事務局は新しいデータ見よるから変わってくる。それは小っちゃい字で修正はしてくれるんやけれども。

藤澤委員 改良区の賦課金も変わってくるんでね。それをこれからどうしようかということと言よんすけれども。

会長 何か良い方法を考え出さないなんなあ。

藤澤委員 まあ会長、考えてみませんか。すぐは回答できませんわ。

会長 あと地籍調査の方から皆さんのご意見を聴くということで、法律で決まっているみたいなんで。
古市さん。

古市委員 例えば1ページ1番の[]やったら、氏名錯誤というのが原因及びその日付になつてと思うんです。氏名錯誤というのはどういう意味なんかなあ。というのが一つ。それとそのずうっと下のところに6番で畑、553㎡のやつが山林に変わって1,399㎡。地籍錯誤に理由がついとんやけれども、地籍錯誤についてもほどがありすぎる錯誤かなあ。まあ1割、2割増えるんは分からんでもないんやけど。これだけ増えるんは境界がおかしいんちゃうんかなあ。語句の説明と地籍錯誤の考え方、どういう風に考えられてこのくらいやったら錯誤でいけるのか。それとも本人が境界立会して、どれだけ差が開いても地籍錯誤でいくのか。その辺り、どういう取扱いされよんかなあ。

地籍調査係 地籍については境界を確認していただいた後ですべて測量の方をしておりますので、極端なことをいうと面積が倍になる可能性もあると言えます。こちらの地番につきましても隣と境界を確認していただいて、ここからここまで良いでしょうかというお話をした結果、これだけの面積になったという形なので。地籍については極端なところをいうとどこまで面積が増えたとしてもそれはすべて地籍錯誤という形にはなるんですけども。氏名錯誤については、所有者の氏名があるんですけども、よく名字の漢字について少し難しい字を戸籍で使われている方が登記を法務局に持って行く時に簡単な字の方で登記申請を

することがあって、戸籍の字と違うことがたまにあるんですけども、そういった方については今回の地籍調査で戸籍の氏名と統一させていただくという形をさせていただいていますので、その際には氏名錯誤ということで処理させていただいています。氏名錯誤というのはそういった原因になります。以上です。

会長 古市さん、ご理解いただけましたでしょうか。

古市委員 はい。

会長 確かに6番は大きいですね。山林が農地になったん。違うわ、畑が山林になったん。1番にあるように合筆いうてあるから、この地番は全部新しいんでは無くなってるんですね。新しい台帳ではなくなってくるんで。そういうながあります。特に質問がなければ、今あった質問が意見ということで。お願いしたいと思います。それでは、ありがとうございました。
それでは続きまして、私の方から香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。令和5年11月分について。農地法第4条につきましては、香川県が1件、4,495.00㎡、三木町分については0件です。農地法第5条につきましては、香川県が17件、73,149.22㎡、三木町は1件、2,516.00㎡でございます。以上でございます。(3) その他でございます。その他、事務局より予定などお願いします。

事務局 事務局の方からその他として、先月の定例会で沖藤委員から質問のあった、麦を栽培する水田裏作の利用権設定について、三木町では貸し借りの期間について6か月等、裏作を実際行う期間のみで設定して毎年更新しているところなんですけど、他市町では期間を数年設定し、そのうち裏作の期間だけ貸し借りをを行うという運用を行っているとのことだったので、確認を取りました。その資料がこちらの農業経営基盤強化促進法一問一答集になります。県の農業会議及び近隣他市町の方に確認を取ったところ、資料にもあるとおり、2枚目の緑で線を引いているところですが、期間のいかんにかかわらず水田裏作のみの貸借は可能ですということ。また他市町に聞いたところ、特段、申請書の様式であったり、記入法についても通常の利用権と変更はないとのことでした。例えば、3年の使用貸借の期間、裏作の麦は担い手に貸出し、表の米については土地所有者が耕作を行うというのは当然、当事者間で理解のうえ利用権の申請書を出しているとの解釈から問題はないと他市町では解釈し運用を行っておると。3枚目の緑の部分ですね、要すればのところからなんですけど、複数の期間、例えば3年、6年、9年、12年を基準とする土地の利用調整上も事務処理上も便利ですということ。事務処理上、事務局の負担も減りますよというような内容のことを書いています。以上です。
これに伴って、今後、三木町がこういったようなやり方をしていくかというのを会の中で決めてもらえれば良いかなと。それによって他市町と同様な運用を行っていくのであれば農業委員の皆さんも来年度からの話になると思うんですけども、地元の農業者の方への周知をしていただくようにお願いします。以上です。

沖藤委員 これは農地機構の方も知っとんですかね。

事務局 はい。

沖藤委員 農地機構を通したやつでも可能ということ。

事務局 はい。

沖藤委員 書式は今までと変わらずで、使用貸借も賃貸借も一緒。

事務局 一緒です。

沖藤委員 その場合、例えば米作る人は米の方で補助金貰う、麦作る人は麦作の方で補助金貰うとなった時に問題ないんですかね。

事務局 問題ないと思います。

沖藤委員 例えばそれぞれが同じ田で。

事務局 米に補助金であるん。

会長 米は今ない。

沖藤委員 飼料米とかWC Sとかは。

会長 飼料米とかWC Sとかね。

沖藤委員 どっちか片っぱししか営農計画は普通来んじゃないですか。

会長 計画を書く時にな。計画を書く時には個人の宛名で来るから。表の話やな、裏の方はそれを借り取る人がおるけんな。

沖藤委員 その場合、その申請はどうなるん。

会長 相対の書き方はここにあるように、例えば全体で5年間借りますよ、その中で内容のところで水田の裏作期間を借りますよというのを入れとかな分かんよね、見る人が。そういう形に。

沖藤委員 営農計画書は表作の人、裏作の人、それぞれに。

会長 営農計画書は表の人と裏だけの人と別々に書く。

原内委員 別々に書いていくようになるんですかね、営農計画書の方に。

会長 営農計画書は表をする人が書くのが表のやつで、裏はちょっと下を書くようになってのはね。

原内委員 裏は別の人がするとなったら、その場合どう。

会長 別途いうことになるのかなあ。
今は1枚に表と裏を書くようになってるでしょ。

原内委員 それは同じ人がするから。

会長 別な人の場合はどういう風に書くんか、ちょっと農協のご指導を。
今年終わったから来年やの。来年の裏作をどうするか。その時に春に計画書を書くから。農協から説明をつけてもらわないかんの。

沖藤委員 通年で裏作だけという借り方はまだしてないんやろ。

会長 今してない、してない。

沖藤委員 だったら、そういう人は別に。

会長 だから、それに書き方を切り替えるということになれば。

沖藤委員 そうか、説明は。それはそういう借り方をするときに説明をせないかんということになりますけどね。

- 会長 三木町として事務局の手数を削減していくのならば、そういうふうに変えないかん。課長、変更するような方向で検討しますか。いつからか、やり方を含めて。そういうふうに事務局でどのようにしていくか整理して春から反映していかないかんし。ちょっと準備してもらいましょ。そういうことで皆さんよろしいですか。この件は。それでは次第に従って審議内容は終わりました。事務局へお返しします。
- 事務局 高尾会長、議事進行お疲れさまでした。委員の皆様におかれましても慎重審議ありがとうございました。最後に担当より今後の行事予定等についてお知らせをいたします。
- 事務局 それでは、今後の行事予定等について、お知らせいたします。
【行事予定について通知】
連絡事項は以上でございます。
- 事務局 それでは閉会に当たりまして溝渕会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長職務代理 (挨拶)
- 事務局 以上を持ちまして農業委員会１２月の定例会を閉会いたしたいと思います。皆様お疲れ様でした。

１６時４５分 閉会